

中長期取引市場の整備に向けた 具体的な制度設計について

2026年6月2日

資源エネルギー庁

1. 本WGの目的や中長期取引市場の意義

2. 制度設計WGでの議論の振り返りと本WGの論点

はじめに

- 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG（以下、制度設計WG）の議論においては、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図るため、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引を促進する市場（中長期取引市場）を整備する必要性が示された。
- 制度設計WGとりまとめでは、商品設計や入札方法等について、基本的な考え方を整理するとともに、今後、有識者や実務者による検討体制を構築し、具体的な制度設計を進めていく方向性が示された。
- これらを踏まえ、本WGでは、中長期取引市場の導入に向けて、商品設計や入札方法、市場運営の健全性を担保する仕組み等の各論点の具体的な制度設計について御議論いただく。
- 本日は、制度設計WGにおけるこれまでの議論の振り返りと、今後本WGでご議論いただきたい点の整理を行いたい。

中長期の電力取引を促進する市場

【課題】

- 小売全面自由化以降、短期のスポット市場の取引量は電源需要の約3割程度に達しており、小売事業者が必要な供給力を確保する手段の一つとして、一定の流動性が確保されている。
- 他方で、スポット市場は燃料費の変動や電力供給の影響を受けやすく、価格変動リスクが高い構造。国際的な燃料価格の高騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかとなった。

【対応の方向性】

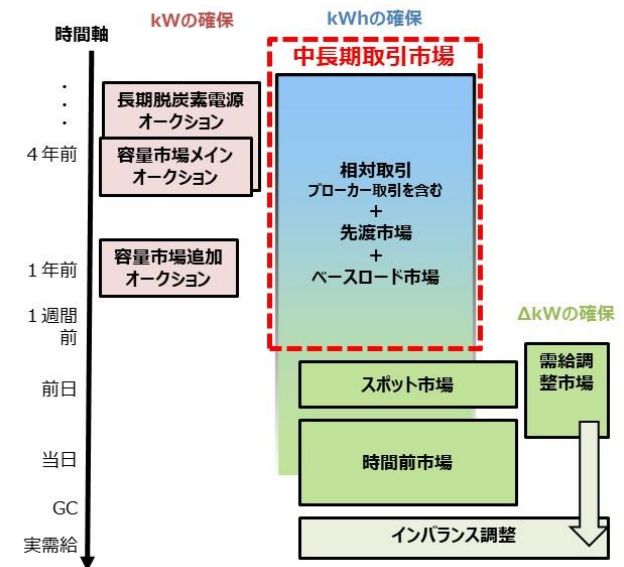
- これらの経緯を踏まえ、小売電気事業者が、今後も需要家に安定的な価格水準の下での電力供給を実現するとともに、電源の調達手段や調達する電源を多様化することができるよう、中長期取引を行う市場整備や、ブローカー取引の活性化等を行う。これらは、客観的な電力価格指標の形成にも資することが期待される。

● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

（6（2）② 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場）

（略）電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」

将来の中長期取引市場（案）



中長期取引市場の意義

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の意義については、以下のとおり整理された。
 - エネルギー基本計画等で言及されているとおり、短期の電力取引を行うスポット市場は、**市場価格の変動幅が大きい構造にある**ことから、
 - ①特にスポット市場価格が高騰する局面では、調達価格の高騰により、**小売電気事業の休廃止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じている**こと、
 - ②スポット市場で限界費用での供出が求められる発電事業者にとっては、スポット市場価格の変動幅が大きいことで事業の予見可能性が低くなり、**電源投資や長期かつ安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念が生じている**こと、
等の課題がある。
 - これらの課題を踏まえると、**広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ること**により、
 - ①**小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達が期待される**とともに、
 - ②**発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上に資すること**になる。
 - これらを通じて、**安定的な価格水準・変動幅での電力供給の実現を図る**ことを目指す。

中長期取引市場の意義（続き）

- また、中長期の電力取引は（1）取引所における取引と、（2）事業者間で行われる相対取引、の2つに分類されるが、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」や、今後、量的な供給力確保を求められる小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達の観点からは、（1）の取引所における取引である中長期取引市場を整備する必要がある。
- なお、中長期取引市場が導入された場合でもあっても、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う手段として、（2）の相対取引の重要性は変わらない。

(参考) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方

- 全面自由化以降、小売電気事業者は大きく増加。サービス提供者として様々な需要家のニーズに応えてきた一方で、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化
- 過去に生じた、社会的混乱の再発を回避するため、小売電気事業者に、より一層の安定供給確保のための対応を求めるべく、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みの導入を進める。

検討の背景

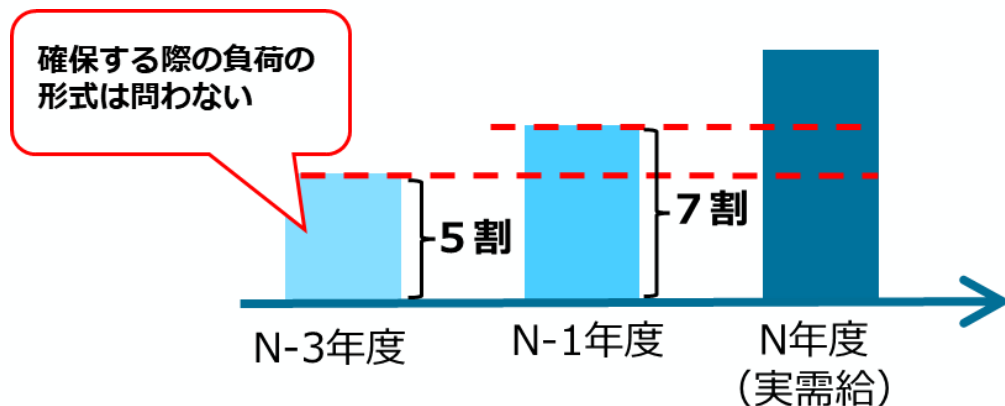
- 2022年のロシアによるウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰など市場環境が厳しい局面
- スポット市場価格が高騰し、相次ぐ小売電気事業者の退出
- 需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行(特別高圧・高圧分野)を強いる負担や混乱の発生
- 小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払い

- 国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかに
- 過去に生じた社会的混乱の再発を回避するため、
 - ① 需要家に対する安定・継続した電力(kWh)の供給、
 - ② 電力料金の急激な変動の抑制を目的に小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方を議論

求める確保の在り方

- スポット市場の取引量実績や4年前の容量市場メインオークションもメルクマールに、実需給の3年度前(N-3年度)に需要の5割(小規模は2.5割)、実需給の1年度前(N-1年度)に需要の7割(小規模は5割)に相当する量の供給力(kWh)の確保を段階的に求める
- 確保する供給力は電源の種別・負荷の形式は問わない
- 今後は、小売電気事業者の取引状況等を検証し、複数事業者による共同での調達など、現実的に履行できる仕組みとするよう導入に向けた具体的な検討を進める

<量的な供給力の確保のイメージ>



1. 本WGの目的や中長期取引市場の意義
2. 制度設計WGでの議論の振り返りと本WGの論点

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点1 取り扱う商品

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場で取り扱う商品については、以下のとおり整理された。
 - 取引年度（商品が取引される年度）は、小売電気事業者に課される供給力確保義務との整合性を取る形で設計することを基本とし、市場開設から当分の間は、実需給の3年前と1年前とすること
 - 受渡し期間については、原則として単年（1年間）の商品とすること
 - 商品の負荷パターンについては、①実需給の3年前に販売される商品については、ベース商品を中心に、ミドル商品の取扱いも検討すること、②実需給の1年前に販売される商品については、ミドル商品をメインに、ベース商品やピーク商品の取扱いについても検討すること
 - 燃調のような事後調整付商品を取り扱う場合であっても、各社がそれぞれ自由に設定するのではなく、事後調整に係る標準的な算定式等の導入を前提とするなど、各売り入札の内容を横並びで比較できるようにすることを第一に設計すること。その上で、このような基本的考え方を前提として、事業者二ーズを踏まえて検討すること
 - 非化石価値については、中長期取引市場では取り扱わないこと

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、①商品の具体的な販売開始時期や販売期間や、②具体的な負荷パターン、③事後調整付き商品の取扱いについて、事業者二ーズを踏まえ、詳細検討を進めていくこととする。

【本WGにおける今後の論点】

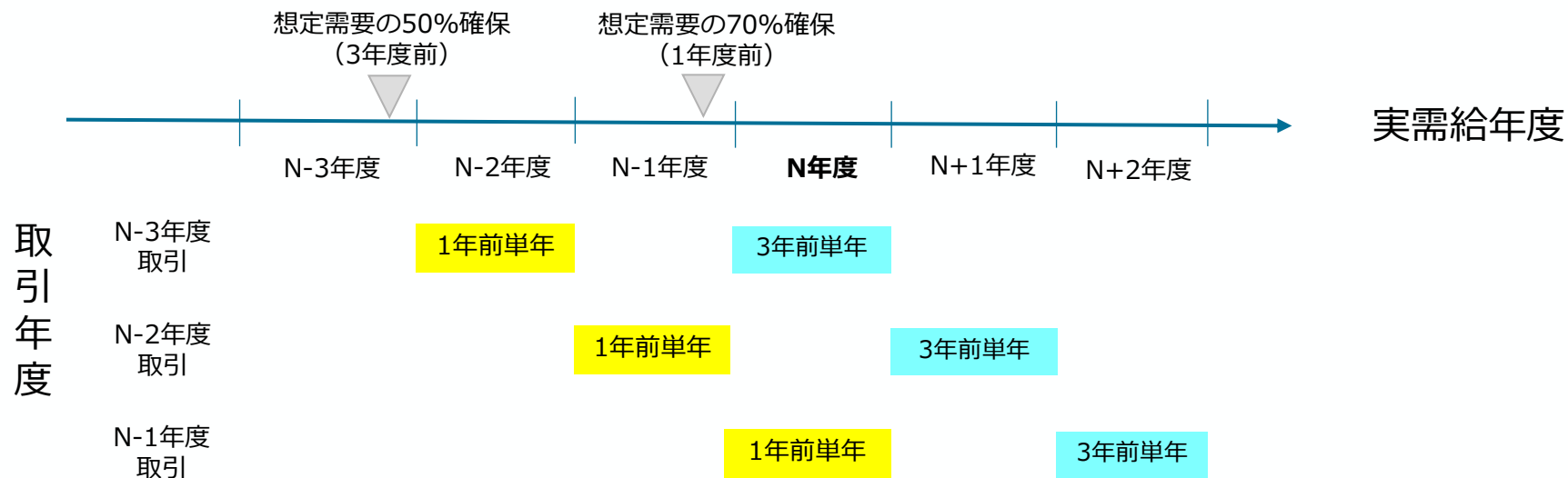
論点1ー①：販売開始時期、販売期間

- 今後詳細検討を進めていく論点のうち商品の具体的な販売開始時期（各商品についていつ取引を開始するか）や販売期間（各商品について取引をいつまで継続するか）については、例えば以下の点を踏まえて御議論いただきたい（次スライドも参照）。
 - 中長期取引市場が小売電気事業者に求められる量的な供給力確保を履行するための手段の一つとなるよう、量的な供給力の確保状況を確認する手段である供給計画の策定・確認時期と実務的に整合性が取れるようにするには、どのように設定すべきか。
 - 小売電気事業者にとって必要な電力を必要なタイミングで柔軟に確保できるようにするためには、どのように設定するのがよいか。
 - 発電事業者が、相対取引において電力の売出しを実施するタイミングとの関係で、中長期取引市場における取引及び相対取引をともに活性化するためにはどのように設定することが望ましいか。

(参考) 取引スケジュールのイメージ

- 中長期取引市場で取り扱う商品について、取引年度（商品が取引される年度）と受け渡し期間（契約に基づいて電力の受け渡しが行われる期間）との関係性は、以下のようなになる。
- 各商品について、それぞれ販売開始時期や販売期間をどのように設定するか。

【取引スケジュールのイメージ】



【本WGにおける今後の論点】

論点1ー②：負荷パターン

- 今後詳細検討を進めていく論点のうち具体的な負荷パターン（ベース、ミドル、ピークなど（それぞれの定義の検討を含む））については、例えば以下の点を踏まえて御議論いただきたい。
 - 旧一般電気事業者等の内外無差別な卸売においては、一般的にどのような負荷パターンの商品が展開されているか。
 - 想定需要に基づき必要な供給力を確保するために、買い手である小売電気事業者はどのような負荷パターンの商品を求めているか。
 - 売り手である発電事業者は、どのような負荷パターンの商品であれば供出可能か。

(参考) 各社の内外無差別な卸売の概要 (長期卸)

- 24年度に締結された長期卸の結果は以下のとおり。

	北海道	東北	東京 HD・ RP*6	東京 EP*6	中部 HD*6	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	九電 みらい	沖縄
卸売 スキーム	入札	入札				ブローカー・ 相対取引	相対交渉	一律の価 格体系	一律の価 格体系	相対交渉	入札	相対交渉	一律の価 格体系
卸標準 メニュー	ベース (3年、2 年)	ベース・ミド ル (2年)				ベース (26-27 年度受渡 しの2年)	ベース (3年)	ベース (3年)	ベース ・ミドル ・通告型 (3年)	高利用率 型・中低 利用率型 (3~5 年)	ベース (3年)	ベース (2年)	ベース (3年)
価格 設定	3年物： 二部料金 (燃調あ り) 2年物： 一部料金 (燃調あ り)	二部料金 (燃調あ り)				一部料金 (燃調あ り)	一部料金 (燃調あ り)	二部料金 (燃調あ り)	一部/ 二部料 金 (燃調あ り)	二部料金 (燃調あ り)	二部料金 (燃調あ り)	一部料金 (燃調な し)	一部料金 (燃調あ り)
契約量 *1	0%/ 27.9%	11%*2				—*3	0% /2% (社 内外とも に交渉・契 約なし)	13% /13%	15% /17%	7% /14%	21%*4	—*5	26% /26%

*1 「全供給力に占める実際の販売量(%)」 / 「全供給力に占める販売予定量(%)」を表す。

*2東北：販売予定量を記載。契約量については、現時点での公表が期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから、非公表としたい旨の申し出があったため非公表

*3JERA：26-27年度受渡し分にあたるため記載しない。

*4九州：販売予定量を記載。入札の最低価格の考え方や契約量等については、今後の電力卸販売に影響を与え、利益を阻害するおそれがあるため非公表

*5九電みらい：契約量については、現時点での公表が期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから、非公表としたい旨の申し出があったため非公表。販売予定量については、当初既設電源を用いたオフサイトPPAで販売を予定していた量の売れ残り分を結果的に長期の販売向けに切り替えたため記載しない。

*6東京HD・RP、東京EP、中部HDは長期卸の販売がない。

(参考) 各社の内外無差別な卸売の概要 (単年卸)

- 24年度に締結された単年卸の結果は以下のとおり。

	北海道	東北	東京HD・RP	東京EP	中部HD	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州	九電みらい	沖縄
卸売スキーム	入札	入札	入札	入札・一律の価格体系	相対交渉	ブローカー・相対取引	相対交渉	入札	入札	相対交渉	相対交渉	入札・ブローカー・相対	一律の価格体系
卸標準メニュー	ベース・ミドル・オフピーク・通告変更	ベース・ミドル5商品	原子力・一般水力を原資とする出なり	ベース・ミドル2商品/BG加入卸	原子力・再生エネ電源を原資とする各月受電量固定の商品	ベース・ミドル6商品	ベース・ミドル・フレックス5商品	ベース・ミドルの組み合わせ1商品(加えて、夏季・冬季の需要期増量を申込可能)	ベース・ミドル・定型型・通告型	確定数量ベース・ミドル/変動数量4商品	ベース/オーダーメイド	ベース	ベース・ミドル/ピーク
価格設定	一部料金(燃調あり)/二部料金(燃調あり)	二部料金(燃調あり)	一部料金(燃調なし)	一部料金(燃調あり)+市場価格調整)/二部料金(燃調あり)/燃調あり+市場価格調整)	一部料金(燃調なし)	二部料金(燃調あり)	一部料金(燃調あり)	一部料金(燃調あり)	一部/二部料金(燃調あり)	一部料金(燃調あり)	二部料金(燃調あり)	一部料金(燃調なし)	二部料金(燃調あり)
契約量 ^{*1}	37.4%/36.6%	84% ^{*2}	0%/10%(応札なし)	6%/6%	0%/10%(申込なし)	東京エリア2%・中部エリア2% ^{*3}	80%/79%	36%/36%	44%/54%	44%/41%	76% ^{*4}	15% ^{*5}	随時受付より合意した数字なし

*1「全供給力に占める実際の販売量(%)」/「全供給力に占める販売予定量(%)」を表す。

*2東北：販売予定量を記載。契約量については、現時点での公表が期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから、非公表としたい旨の申し出があったため非公表

*3JERA：販売予定量を記載。契約量については、今後の販売に影響がおよぶ可能性があるため、非公表としたい旨の申し出があったため非公表

*4九州：入札の最低価格の考え方や契約量等については、今後の電力卸売に影響を与え、利益を阻害するおそれがあるため非公表

*5九電みらい：販売予定量を記載。契約量については、現時点での公表が期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから、非公表としたい旨の申し出があったため非公表

【本WGにおける今後の論点】

論点1ー③：事後調整付商品の取扱い

- 今後詳細検討を進めていく論点のうち事後調整付商品の取扱い（燃料費の変動等による事後調整付商品を導入するか、事後調整の内容、等）については、例えば以下の点を踏まえて御議論いただきたい。
 - 事後調整付商品を設定する場合、各売り入札の内容を横並びで比較可能とすることや定型商品として市場取引を行うこととの整合性を踏まえると、どのような事後調整の内容とすることが考えられるか。
 - 「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」という中長期取引市場の意義を踏まえると、相対取引における事後調整の有無や事後調整の内容の実情を前提として、電力価格指標として機能させるためにはどのような事後調整付商品の取扱いとする必要があるか。
 - 事後調整付商品に一定の制約があることを前提に、発電事業者、小売電気事業者等の市場参加者にそれぞれにどのような事後調整の二一ズがあるか。

論点 1 取り扱う商品

論点 2 価格の考え方

論点 3 約定方式

論点 4 供出量を高める方策

論点 5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点 6 決済・清算方法

論点 7 運営主体

論点 8 市場参加者

論点 9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点2 中長期取引市場で取り使う価値・価格

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場で取り扱う価値・価格設定については、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引市場で取り扱われる商品は、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当し、取り扱われる価値は、中長期の相対取引で取り扱われる価値と同等のものになると考えられること
 - 中長期取引市場の価格は、約定方式がザラバであることを前提に、中長期の相対取引と同様に、電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本であること
 - 固定費と可変費の内訳を一律で定めてコストベースでの入札を求めるような価格設定ではなく、各発電事業者が、電源の固定費と可変費をベースに、それぞれの考え方に基づき価格設定※を行うこと

※固定費と可変費をベースに価格設定を行う場合であっても、N-1年度（実需給の1年前）に取引される商品とN-3年度（実需給の3年前）に取引される商品では、必ずしも同じ価格設定がされるわけではないと考えられる（例えば、N-1年度の商品の方がよりスポット市場の影響を受けやすいものと考えられる）。

【本WGにおける今後の論点】

論点2：価格の考え方

- 中長期取引市場における価格の考え方の詳細について、制度設計WGで整理いただいた基本的な方向性をもとに、例えば以下の点を踏まえ、今後詳細を検討いただきたい。
 - 各発電事業者が行う「電源の固定費と可変費をベースとする価格設定」について、具体的にはどのような設定方法があるか。許容されない設定方法はどのようなものか。

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量をも高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点3 約定方式の基本的な考え方

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 取引形態については、以下のとおり整理された。
 - 小売電気事業者が自らの供給力確保義務に柔軟に対応できる環境となるよう整備することが必要であり、そのためには、取引機会が多く、かつ取引のタイミングや方法に制約が少ない約定方式を採用することが望ましいこと
 - 小売電気事業者が広く参加可能になるよう、中長期取引市場へのアクセスの公平性等を確保できる約定方式や取引方法となるよう留意すること
 - 売り手・買い手双方がそれぞれの意思を示し合いながら取引が行われること
 - これらの論点を踏まえ、ザラバ方式の採用を第一に検討を進めること

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、ザラバ方式であることを前提に、具体的な市場監視のあり方や、取り扱う商品の販売開始時期や販売期間等、関連する論点について検討することとしたい。

【本WGにおける今後の論点】

論点3：約定方式

- 約定方式としてザラバ方式の採用を第一に詳細検討を進めていくにあたり、例えば以下の論点についても御議論いただきたい。
 - 売り札、買い札について、それぞれどのような方法で札入れするか（例えば、**取引最小単位**をどうするか、**「アイスバーグオーダー方式」**を導入するか、**札の変更**をどのようなタイミングで認めるか、等）。
 - 「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」という観点や中長期取引市場の活性化の観点から、例えばザラバ取引に加えて板寄せ取引を行うことは考えられるか。
- ※ 板寄せ取引の方式は、シングルプライスオークションに限られず、例えば売入札価格での約定を行うマルチプライスオークションも考えられる。
 - **部分約定**を認めるか。
 - **マーケットメーカー**の導入等、市場を活性化するための方策を導入するか。

論点 1 取り扱う商品

論点 2 価格の考え方

論点 3 約定方式

論点 4 供出量を高める方策

論点 5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点 6 決済・清算方法

論点 7 運営主体

論点 8 市場参加者

論点 9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点4 供出量を高める方策

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 供出量を高める方策については、以下のとおり整理された。
 - 少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求めること
 - 一定規模以上の発電事業者の基準は、エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者としつつ、会社分割などにより供出を逃れる行為が生じること懸念されることから、グループ会社が保有する電源の最大出力を合算する等の考え方を検討すること
 - 原則として電気事業者の販売電力量の10%について、対象事業者に供出を求めること

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、具体的な供出方法や、電源種によって供出の取扱いに差異を設けるか否かといった点について詳細を検討することとしたい。
- また、これらの詳細検討を行う際には、買い手となる小売電気事業者がその事業規模にかかわらず市場参加できることを前提に、市場を活性化するための方策を合わせて考えることとし、市場の状況次第では供出を求める量の見直しを含め、必要な対応を行う。

(参考) 保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

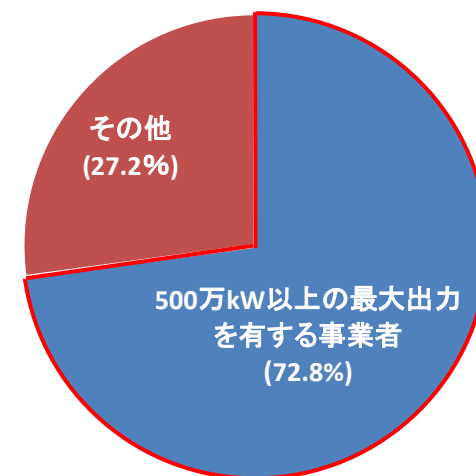
- 当該基準に該当する事業者は、沖縄電力を除く旧一般電気事業者のグループ及び電源開発であり、これらの事業者が有する供給力は、日本全体の総供給力の約7割を占めている。

【保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者（2025年3月時点）】

対象者

1. JERA：5957万kW
2. 関西電力：2785万kW
3. 電源開発：1701万kW
4. 東北電力：1579万kW
5. 九州電力：1576万kW
6. 中国電力：1043万kW
7. 東京電力リニューアブルパワー：985万kW
8. 中部電力：919万kW
9. 北海道電力：835万kW
10. 北陸電力：826万kW
11. 東京電力ホールディングス：821万kW
12. 四国電力：534万kW
13. 日本原子力発電：226万kW
14. 沖縄電力：223万kW

【最大出力の割合（2025年3月時点）】



■ 500万kW以上の最大出力を有する事業者 ■ その他

【本WGにおける今後の論点】

論点4：供出量を高める方策

- 今後、具体的な供出方法や、電源種によって供出の取扱いに差異を設けるか否かといった点について詳細検討を行うにあたり、以下の論点について御議論いただきたい。
 - 供出義務量全体の算定根拠や、事業者別供出義務量を算定する具体的な方法（例えば、グループ会社における供出義務量の考え方、等）
 - 供出義務量の算定における変動性電源の取扱い
 - 商品ごとに供出義務量の按分を定めるか。定める場合、その方法
 - 供出義務の達成方法と市場における供出方法との関係（例えば、供出方法においてアイスバーグ方式を採用した場合の供出義務の達成量の考え方、売り入札を行ったが売れ残った場合の供出義務の達成量の考え方、等）
 - マーケットメーカーの導入やオークション方式（板寄せ）等、市場を活性化するための方策

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 受渡しについては、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引でも、地域間連系線を利用した取引（エリアを跨いだ取引）を認めること
 - 連系線を利用した取引を行う際には、スポット市場を介して行うこと
 - 中長期取引市場において生じる市場分断リスクは、基本的に買い手が負うこと

【今後検討が必要な論点】

- 今後、買い手にとって市場分断リスクをどの程度事前に回避できるかという点や、電源の所在エリアをどの程度明らかにするかといった点を踏まえて、具体的な市場範囲を設計していくこととしたい。
- その際には、買い手の市場分断リスクが過剰にならないよう留意しながら、間接送電権の活用等による市場分断リスクへの対応策や分断時の清算のあり方も合わせて検討を進める。

【本WGにおける今後の論点】

論点5：市場範囲、市場分断リスクへの対応

- 今後、具体的な市場範囲や市場分断（※）リスクへの対応策や分断時の清算のあり方といった点について詳細検討を行うにあたり、以下の論点について御議論いただきたい。

※ 連系線の分断によるスポット市場の市場分断をいい、これによりスポット市場価格にエリア間値差が生じることになる。

- 市場分断による値差リスクの発生や電源の所在エリアをどの程度事前に予測または認識可能なものとするべきかといった観点を踏まえると、どのように市場範囲を設定すべきか（例えば、①全国統一市場、②東日本・西日本などといった複数市場、③スポット市場と同様の9エリア別の市場、などが考えられる）。
- 市場分断リスクに対して、間接送電権の活用等による適切なヘッジを可能とするためには、市場分断時の清算方法について、どのような方策が望ましいか（例えば、エリアを跨がる市場範囲が設定される場合には、清算のための基準エリアを設定するなどが考えられる）。

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点6 決済・清算方法

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の決済・清算については、以下のとおり整理された。
 - 市場運営者と市場参加者間でのリスク分担のあり方を検討する必要があること
 - 中長期取引市場の決済・清算の具体的な仕組みを検討するに当たっては、
 - 小規模な事業者も参加しやすい仕組みとすること
 - 万が一市場参加者が倒産した場合にも、連鎖的な不履行や市場機能停止を招かず、安定的な取引所取引を継続できる仕組みとすること

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、上記の点に留意しながら具体的な決済・清算の方法について検討していくとともに、最終的には取引所の業務規程や取引規程、会員規約等で定めていく。

【本WGにおける今後の論点】

論点6：決済・清算方法

- 制度設計WGで整理した基本的な方向性を前提に、今後の詳細検討では、**具体的な決済・清算の方法**につき、以下の論点について御議論いただきたい。
 - 決済・清算をどの**タイミング**でどのような**方法**で実施するか（例えば、約定価格支払いの時期、支払相手、エリア間取引となる場合の清算方法、等）。
 - 中長期取引市場において生じ得る**リスク**はどのようなものか（例えば、約定後に市場参加者が破綻した場合のリスクが考えられる）。
 - 生じ得るリスクに対しては、**市場運営者と売り手・買い手の間でどのようにリスクを分担**し、分担したリスクについて、**どのような方法で備えるべきか**（例えば、一定の預託金、証拠金等の要否、その内容等を検討することが考えられる）。

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点7 運営主体

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の運営主体に求められる能力については、以下のとおり整理された。
 - **信頼性**：公正かつ透明な価格指標を形成・公表していくこと
 - ✓ 約定情報の随時開示
 - ✓ 自己規制、ガバナンス
 - ✓ 不正取引の監視や未然防止機能
 - **中立性**：全ての市場参加者に対して中立的な市場運営を行うこと
 - **安定性**：常に安定した取引ができる環境を整備すること
 - ✓ 取引に必要な市場システムの構築と運用、システム改修

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、こうした能力の具体化や、具体的な運営主体の検討プロセス、運営の健全性を担保するための仕組みについて検討を進める。

【本WGにおける今後の論点】

論点7：運営主体

- 今後、「中長期取引市場の運営主体に求められる能力の具現化」や「具体的な運営主体の検討プロセス」、「運営の健全性を担保するための仕組み」について詳細検討を進めていくにあたり、例えば以下の点を踏まえて御議論いただきたい。
 - 中長期取引市場の運営主体に求められる「信頼性」「中立性」「安定性」とは、組織ガバナンスやシステム構築、市場の運営能力の観点から具体的にどのような能力を具備していることを指すのか。
 - 中長期取引市場の運営主体を選定するにあたっての評価基準や評価プロセスはどのようなものか。

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点8 市場参加者の基本的な考え方

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 中長期取引市場の参加者については、以下のとおり整理された。
 - 中長期取引市場の売り手、買い手はそれぞれ以下の事業者から始めること。
 - 売り手は、自ら発電設備を維持及び運用する、電気事業法に基づき届出を行った発電事業者
 - 買い手は、電気事業法に基づき、供給力確保義務を課される小売電気事業者

【今後検討が必要な論点】

- 一方で、中長期取引市場で確保した商品の転売を認める場合など、中長期取引市場の売り手や買い手が上記の整理にとどまらないケースが生じることもあり得ることから、これらの論点の取扱いについては今後詳細検討することとしたい。

【本WGにおける今後の論点】

論点8：市場参加者

- 今後、中長期取引市場の売り手や買い手が前頁の基本的な方向性の整理にとどまらない場合の取扱いについて詳細検討を行う際には、例えば以下の論点について御議論いただきたい。
 - 発電事業者による電源差替のための買い入札や小売電気事業者による転売のための売り入札のように、売り手・買い手が逆転するケースについて別途考慮が必要か。必要である場合にはその内容についてどのように考えるか。
 - 発電事業者と小売電気事業者の他に市場参加を認めるべきものがあるか。
 - 中長期取引市場の市場参加資格として、どのような要件が求められるか。

論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点9 他市場との関係の基本的な考え方

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 他市場との関係については、以下のとおり整理された。
 - **容量市場との関係については、容量市場の応札価格には各電源の固定費の一部が含まれていることを踏まえると、固定費と可変費をベースとした価格設定で売り入札が行われる中長期取引市場との間で、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要であること。**
 - ベースロード市場については、中長期取引市場の創設によってその目的や役割を代替できると考えられることから、ベースロード市場は発展的解消する方向で進めること。

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、**容量市場との関係における固定費の二重取りを回避する具体的な対応策**と、**ベースロード市場を発展的に解消する際の具体的な時期やプロセス**について、詳細を検討していくこととする。

【本WGにおける今後の論点】

論点9：他市場との関係

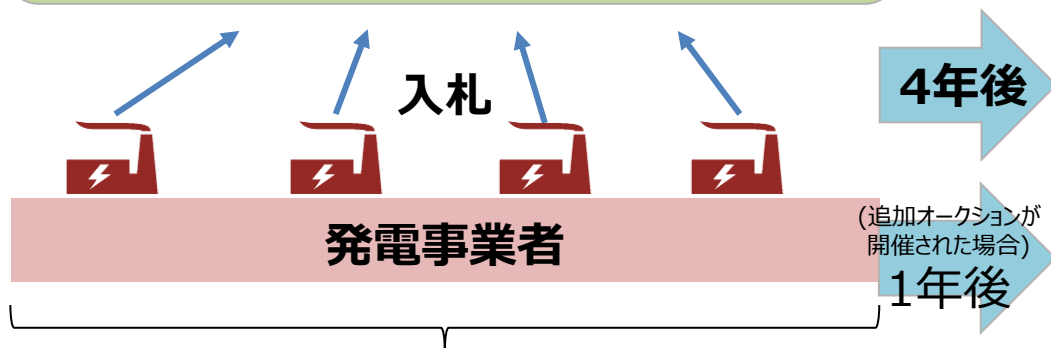
- 今後詳細を検討していく論点については、例えば以下のような点を御議論いただきたい。
 - **容量市場との関係**において、発電事業者による固定費の二重取りを回避する具体的な対応策として、売入札価格についてどのような対応を求めるか。その際、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」という中長期取引市場の意義との整合性に留意する必要がある。
 - 容量市場のうち**長期脱炭素電源オークションの落札電源**については、事後的に他市場収益の約9割を還付しなければならないものとされていることとの関係で、売入札価格についてどのような対応を求めるか。
 - **ベースロード市場の発展的な解消**について、中長期取引市場の開設時期や、取引商品の供給開始時期を踏まえると、解消の時期、プロセスをどのように設定することが望ましいか。

(参考) 容量市場の概要

- 電力広域的運営推進機関は、実需給年度の4年前に容量市場のオークションを開催し、**発電事業者等から全国で必要な供給力を募集**。応札があった電源等のうち、金額が安いものから順に落札され、約定価格が決定。なお、実需給年度の1年前に必要なに応じて追加オークションが開催される。
- 発電事業者等は、容量確保契約で定められた義務を履行することで、**約定価格に応じて決められた「容量確保契約金」を受け取る**。その原資は、**小売電気事業者や一般送配電事業者等が支払う「容量拠出金」**によって賄われる。

オークションの開催

電力広域的運営推進機関
入札価格の安い電源から落札
(シングルプライスオークション)



供給力の必要量を調達

従来一体で取引されていた電力の価値のうち、kW価値を取引

○容量市場 → 将来の供給力(kW価値)

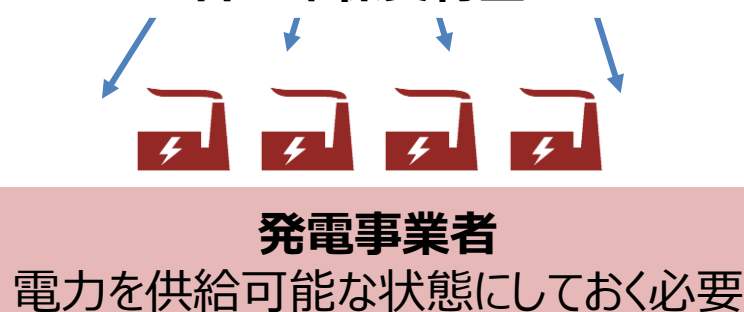
○卸売市場 → 電力量 (kWh価値)

容量に対する支払い

小売電気事業者
電源を確保するための費用を支払い
容量拠出金



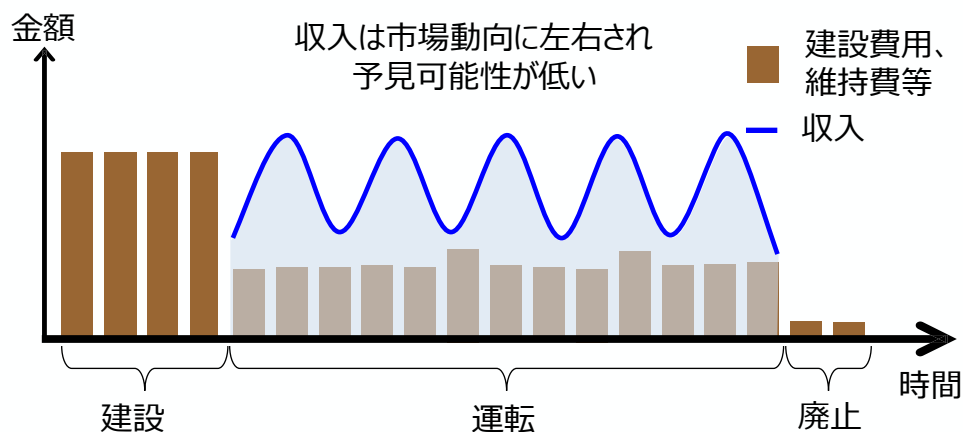
容量確保契約金



(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

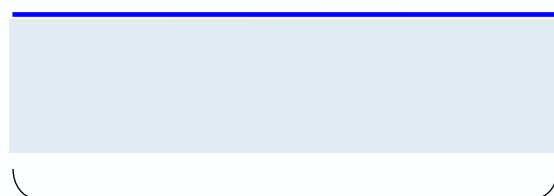
- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）**を、**2023年度から開始**。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

〈電源投資の課題〉



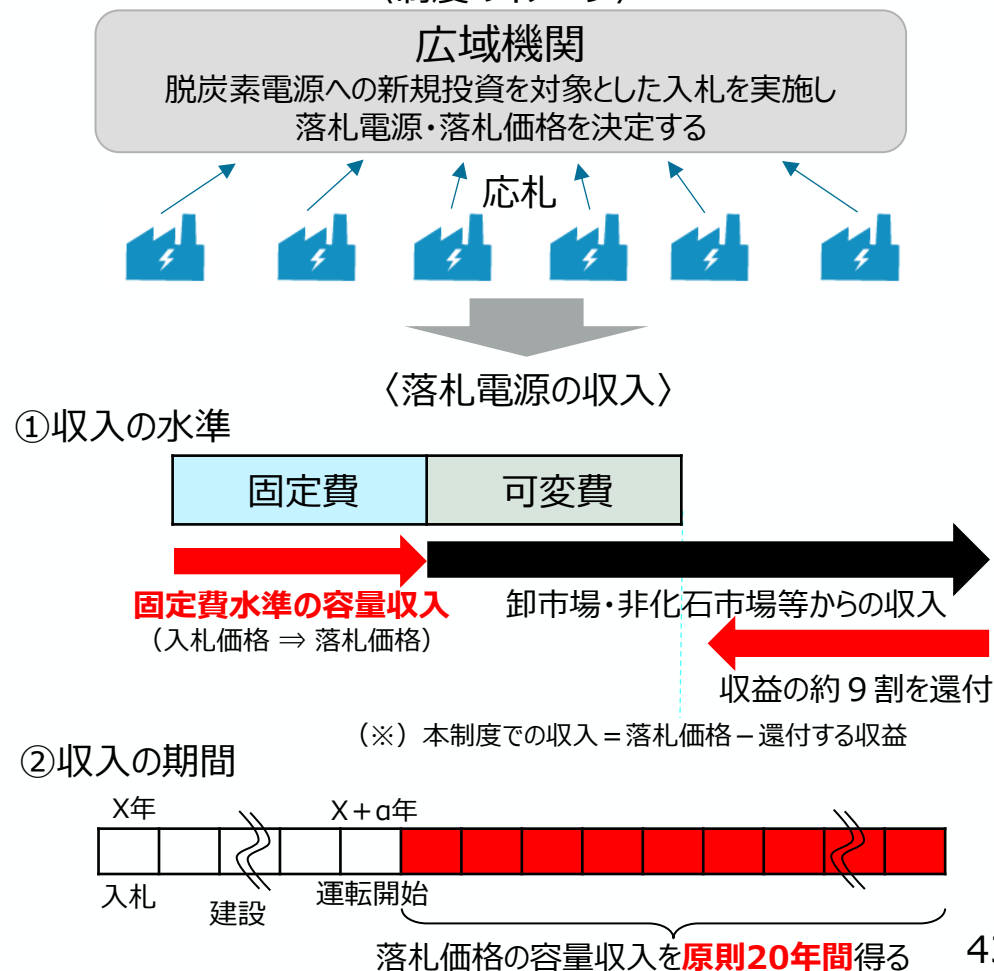
〈投資判断に必要な要素〉

①投資判断時に
収入の水準を
確定させたい



②投資判断時に
長期間の収入を
確定させたい

〈制度のイメージ〉



論点1 取り扱う商品

論点2 価格の考え方

論点3 約定方式

論点4 供出量を高める方策

論点5 市場範囲、市場分断リスクへの対応

論点6 決済・清算方法

論点7 運営主体

論点8 市場参加者

論点9 他市場との関係

論点10 市場監視

【制度設計WGでの検討状況】

論点10 中長期取引市場における市場監視

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ（2026年3月）より一部修正

【本WGで整理いただいた基本的な方向性】

- 前頁で整理した中長期取引市場の価格設定の在り方を踏まえ、市場監視の基本的考え方については、以下のとおり整理された。
 - 上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、**価格を直接的に規制するような市場監視はなじまないこと**
 - 他方で、小売電気事業者に対して供給力確保が求められる中では、例えば、相対取引による卸売と中長期取引市場における入札の整合性を事後的に確認し、これが大きく乖離する売り札等については、入札価格の考え方を確認するなど、発電事業者が意図的に不当な売り入札を行うことや、複数の事業者による協調的行為、市場において支配的な事業者による売り惜しみや買い占めといった**市場の公正性を損なう行為については、監視する必要があること**

【今後検討が必要な論点】

- 今後は、**具体的な市場監視のあり方**について、詳細検討を進めていくこととする。

【本WGにおける今後の論点】

論点10：市場監視

- 中長期取引市場における具体的な市場監視の在り方について、制度設計WGで整理いただいた基本的な方向性をもとに、例えば以下の点などを踏まえ、今後詳細を検討いただきたい。
 - 中長期取引市場における商品の販売時期や、価格設定の考え方、約定方式、発電事業者による固定費の二重取りを回避する具体的な対応策等を踏まえ、どのような市場参加者の取引行為を監視対象とすべきか。
 - どのような手法、どのようなタイミングで、監視すべきか。